

第94回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成30年5月25日（金）午後1時30分～午後3時
- 2 場所 全日埼玉会館6階会議室
- 3 出席者 委員名（敬称略）
黒川文子、小谷仁、高田和幸、藤井さやか、三角元子
伊藤一久、梅崎薫、松本泰尚（左記は意見の開陳による出席）

※事務局 商業・サービス産業支援課課長 碓井 誠一
商業・サービス産業支援課商業担当職員3名

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設

- 新設（5条1項） （仮称）貫井ビル新築工事
- 新設（5条1項） ベイシア羽生店
- 新設（5条1項） カインズホーム熊谷店

(2) 変更

- 変更（6条2項） フォレオ菖蒲
- 変更（6条2項） 嵐山ショッピングセンター
- 変更（6条2項） バナーズビル
- 変更（6条2項） 越谷コミュニティプラザ
- 変更（6条2項） 三井アウトレットパーク入間店、
コストコホールセール入間倉庫店
- 変更（6条2項） ワルツ（WALTZ）

5 傍聴人 なし

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

- (1) 交通について 5月14日（月） 高田和幸委員
- (2) 騒音について 5月 9日（水） 松本泰尚委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

●新設（5条1項） （仮称）貫井ビル新築工事

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、特段大きな交通量ではないので、どの交差点においてもそれほど大きな影響がないという計算結果となっている。

1点確認だが、南からの入店ルートが大きく迂回するのはなぜか。

【事務局】 線路が渡れないため、跨線橋を渡る経路としている。

【事務局】 騒音に関しては、「予測結果からは、他の店舗と比較して特別に問題があるというものではない」とのコメントを事前にいただいている。

【委員】 騒音は大丈夫ということだが、営業時間が深夜1時までとかなり遅い時間である。カート置場が市道を超えた先の駐車場内にあり、長い距離を押していくことになるため、音が響くのではないか。そういう状態で大丈夫なのか事務局の見解を伺いたい。

【事務局】 駅前ということもあり、車で来る方の数は多くはない。また、近隣に商業施設や駐車場も多くカートの音だけが特別大きいということはないと考える。

【委員】 深夜時間帯はカートの利用を制限するとか、開店後、何か問題が生じたらしかるべき対応をしてほしい。

【委員】 駐車場出入口付近の歩道の植栽が、写真で見る限り、結構高いようである。近くに小学校があり、小さな子どもを見落としてしまうことが懸念されるため、もう少し刈り込んで見通しをよくすべきと考える。

【議 長】 植栽の刈込みについては、道路管理者である市と適宜協議していただきたい。

【委 員】 出店に当たっては商工会議所へ入会をしていただくとともに、地元商業者との連携を図っていただくようお願いしたい。

【議 長】 他に意見はあるか。

【委 員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、

- ・深夜1時までの営業であるため、買い物カート音による周辺住居への影響が懸念される。開店後、問題が起こるようならばしかるべき対応をしていただきたい。
- ・来退店車両の運転者が、出入口付近の歩道の植栽のために歩行者を見落とすことのないよう、開店後危険が生じるようであれば、歩道の植栽の刈込み等につき、適宜、市と協議していただきたい。
- ・出店に当たっては商工会議所へ入会をしていただくとともに、地元商業者との連携を図っていただくようお願いしたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

ベイシア羽生店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、一番混雑する交差点でも需要率は0.519であり、交通流に対する影響は大きくないという結果となっている。

1点確認だが、東側の予定道路のところに入出口F、Gを設置しているが、現状はまだ道路がないのか。

【事務局】 写真のとおり幅員の狭い道路はある。

【委員】 都市計画道路が完成するとルートが変わってくることが想定される。こういう場合、現在の道路だけで考えるのか。

【事務局】 計画道路完成後は関係機関により別途協議が必要と考えるが、いつ開通するかわからない状況であるため、現在の道路で考える。

【議長】 入出口F、Gは閉鎖して使わない計画か。

【事務局】 そうではないが、積極的に誘導は行わない。

【委員】 店舗北側の区画整理道路が開通すると、入退店経路の変化が予想され、車の錯綜が心配である。

【委員】 街路には影響あるが、交差点という観点でいうと国道への影響は小さくなる。

【議長】 区画整理道路の開通後においても、入退店車両の情勢を注視し、安全な入退店経路の確保に努めていただきたい。

【委員】 自動車による来店者に歩行者用道路を利用させる計画となっているため、自転車の安全な誘導の観点から、自転車を降りて通行するよう注意を喚起されたい。

【事務局】 騒音に関しては、「騒音、夜間照明について、周辺生活環境を損なうことのないよう対策を徹底していただくとともに、アイドリングストップを励行し、発生苦情については誠実に対応していただきたい

い」とのコメントをいただいている。

【議 長】 他に意見はあるか。

【委 員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、

- ・区画整理道路の開通後は、入退店経路の変化が予想されるため、開通後の状況を注視し、安全な入退店経路を確保されたい。
- ・自転車の安全な誘導の観点から、自転車による来店者にも歩行者用通路を利用させる場合は、自転車を降りて通行するよう注意を喚起されたい。
- ・騒音、夜間照明について、周辺生活環境を損なうことのないよう対策を徹底していただくとともに、アイドリングストップを励行し、発生苦情については誠実に対応していただきたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） カインズホーム熊谷店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、No.1交差点の需要率が0.870と高い値となっており、交差点処理可能な範囲ではあるが負荷がかかっている。もともと交通量が多いところであるが、右折入庫する入口2については対向車の様子を見ながら入って行かなければならない。右折帯を設けているが、ここがスムーズではないと本流に影響が出てしまう。混雑の可能性があるときには、入口2に誘導員を置くなどして、本流に影響が出ないように注意してもらいたい。

【委員】 自動車による来店者に歩行者用道路を利用させる計画となっている。自転車の安全な誘導の観点から、自転車を降りて通行するよう注意を喚起されたい。

【議長】 計画地1と計画地2では来退店経路が異なるがどうか。

【事務局】 計画地1と計画地2では敷地の行き来ができない状況で、計画地2は出入口が1か所しかなく、右折での入庫ができないため、経路が異なっている。

【委員】 計画地は熊谷市と深谷市が入り組んでいる場所である。通学路については、熊谷市から意見が出ているが、深谷市には意見を聞かなくても良いのか。

【事務局】 事前に行った交通協議には、深谷市の担当者も出席しており、また届出書も深谷市に送っているが、深谷市から意見の提出はなかった。なお、大店立地法上は、隣接市町村からの意見は住民からの意見と同様の立場になる。

【委員】 深谷市から意見がなかったということを記録しておくべきと考える。

【委員】 夜間照明について、敷地外に漏れないような配置となっているのか。

【事務局】 照明の場所は把握していないが、夜間については住居に影響が出

ないよう配慮するとしている。

【委員】 6時30分から開店するとのことであるが、冬はまだ暗い時間である。出入口が認識しやすいようにしていただきたい。

【事務局】 騒音に関しては、「中古車販売店において展示車両を移動するに当たっては、周辺の住宅に配慮し、夜間に敷地境界付近の移動は行わないようにしていただきたい」とのコメントをいただいている。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見を付さないこととし、

- ・混雑が予想される時は、入口2の右折による入店待ち車両の滞留により本流の直進車両の進行を妨げることのないよう、入口2付近に誘導員を配置するなどして、同右折による入店待ち車両を、速やかに、敷地内へ誘導する等、配慮されたい。
- ・自転車の安全な誘導の観点から、自転車による来店者にも歩行者用通路を利用させる場合は、自転車を降りて通行するよう注意を喚起されたい。
- ・展示車両を敷地内で移動する際には、騒音に配慮されたい。
- ・夜間照明に関し、周辺住居への配慮をしていただくとともに、来退店者が出入口を認識しやすいようお願いしたい。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (6条2項) フォレオ菖蒲
- 変更 (6条2項) 嵐山ショッピングセンター
- 変更 (6条2項) バナーズビル
- 変更 (6条2項) 越谷コミュニティプラザ
- 変更 (6条2項) 三井アウトレットパーク入間店、
コストコホールセール入間倉庫店
- 変更 (6条2項) ワルツ (WALTZ)

(事務局説明)

【委員】 嵐山ショッピングセンターの駐車場台数の減については、実測調査の結果から算出したのか。

【事務局】 指針上の必要駐車台数を上回る台数を確保するものであるが、実測調査も行っており、最大で54台であった。

【委員】 バナーズビルについては、駐車場台数の減での届出であるが、建て替え後、台数が元に戻る計画はあるのか。また、変更後の540台は指針上の値か。

【事務局】 現段階では詳細は不明である。変更後の台数は、利用実態調査を踏まえたものである。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととする。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年5月25日

議 長 三角元子

議事録署名委員 黒川文子

議事録署名委員 高田和幸